

議案第13号

杉並区立児童青少年センター及び児童館条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和3年2月9日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区立児童青少年センター及び児童館条例の一部を改正する条例  
杉並区立児童青少年センター及び児童館条例（昭和45年杉並区条例第25号）  
の一部を次のように改正する。

別表2 杉並区立阿佐谷児童館の項中「杉並区阿佐谷北一丁目6番14号」を「杉  
並区阿佐谷北一丁目1番1号」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 杉並区行政財産使用料条例（昭和50年杉並区条例第44号）の一部を次のよ  
うに改正する。

別表第2（11）杉並区立阿佐谷児童館の項を削る。

（提案理由）

阿佐谷児童館の位置を変更する等の必要がある。